

各務原市年齢60年以上退職者の定年前再任用制度の運用に関する要綱

(令和4年12月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、各務原市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第25号。以下「条例」という。）及び各務原市職員の定年等に関する規則（平成12年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、各務原市が定年前再任用（条例第12条又は第13条第1項の規定による採用をいう。以下同じ。）を行う職員（以下「定年前再任用職員」という。）の任用制度（以下「定年前再任用制度」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査等)

第2条 年齢60年に達した日以降に退職する職員（定年退職する職員を除く。以下「年齢60年以上退職者」という。）は、定年前再任用に関し、定年前再任用意向調査書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 年齢60年以上退職者で定年前再任用を希望するもの（以下「定年前再任用希望職員」という。）は、規則第19条の規定により明示された事項に同意する場合、定年前再任用同意書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(選考基準)

第3条 定年前再任用職員の選考は、意向調査の結果、勤務実績、健康状態、服務規律の遵守状況、就労意欲及び任用する職に必要な職務遂行能力の有無（以下「勤務実績等」という。）に基づき決定するものとする。

2 定年前再任用希望職員の勤務実績等が次の各号のいずれかに該当するときは、定年前再任用を行わないものとする。

(1) 人事評価の全体評語（各務原市職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号）第2条第1号に規定する全体評語をいう。）が、直近6回のうち4回以上がC又はDであるとき。

(2) 過去1年間における健康状態について、病気休暇又は病気休職の期間が6月上あり、かつ、定年前再任用後の職務に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(3) 過去5年間において、停職以上の懲戒処分を受けたことがあるとき。

3 定年前再任用希望職員の勤務実績等が前項各号に準ずるものと認められるときは、

定年前再任用を行わないものとすることができる。

（定年前再任用選考委員会）

第4条 勤務実績等に基づく定年前再任用職員の選考の公正性を確保するため、定年前再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

（1）職員の定年前再任用に関すること。

（2）定年前再任用職員の任用形態に関すること。

（3）その他定年前再任用制度について必要と認めること。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員3人をもって組織する。

2 委員長は、副市長とし、会務を総括する。

3 副委員長は、人事担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、部長、次長又は課長の職にある者のうちから、委員会の会議（以下「会議」という。）の都度市長が任命する。この場合において、当該委員は当該会議の終了の都度解任されるものとする。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（委員会の報告）

第7条 委員会は、会議の審査の結果を市長に報告しなければならない。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

（選考結果等の通知）

第9条 市長は、委員会の審査の結果に基づき、定年前再任用内定者（以下「内定者」という。）を決定し、当該内定者に対しては定年前再任用内定通知書（様式第3号）により、内定者とならなかった者に対しては定年前再任用選考結果通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

（内定の取消し）

第10条 市長は、内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、内定を取り消す

ことができる。

(1) 内定者として不適当と認められるような行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある又はこれに堪えないと認められるとき。

(3) その他定年前再任用することが困難な理由があるとき。

(辞退の手續)

第11条 内定者は、定年前再任用職員としての任用を辞退する場合は、定年前再任用辞退申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、定年前再任用制度の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。